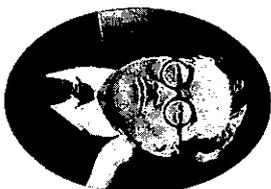


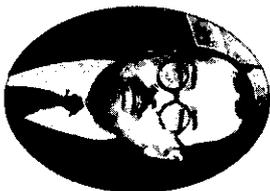
三重大学教育学部（学芸学部）長



第1代 伊東法俊



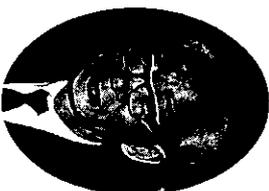
第2代 渡辺善五郎
第4代



第3代 渋谷義夫
(第3代女背教師長)



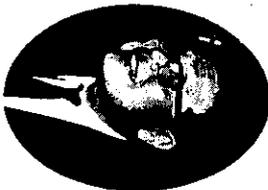
第5代 江口巳与吉



第6代 角谷辰次郎



第7代 今村 晃



第8代 荒井端雄



第9代 藤田伊吉



第10代 神戸文夫

序

明治初年の日本は、欧米先進国に倣い、近代国家として脱皮発展すべく、各方面にわたって諸政を一新したが、教育面については明治五年の八月に、初めて近代的学校制度たる学制を頒布した。

三重県においてはその趣旨に添って明治六年に三十四校、明治七年には四十三校の小学校が設立され、就学児童は六年に一万六千二百九十三人（就学率約三十三パーセント）、明治七年には一万七千八百四十九人に達したが、然し、これを教える正規の教員が無い。そこで県では明治八年一月二十八日、「将来師範トナル可キモノヲ陶成セル学校」を設立すべく文部省に趣意書を提出し、更に四月七日に具体的な設立伺を出し、これが許可されて明治八年七月八日、旧藩校有造館の演武場内に師範有造学校が誕生したのである。此の時の教員は二名、教室は一室、生徒定員は二十名で、修学期間は四月乃至六月であった。

一方度会県では既に前年の明治七年八月に、度会県師範学校を宮崎文庫内に設立しておるが、こちらの明治八年における教員数は八名、生徒定員は百名、修学期間は八月月であった。

明治九年四月になると、度会県は三重県に併合されたので、師範有造学校は津師範学校、度会師範学校は山田師範学校と名称を変え、両校で三重県内の教員を養成した。

所がその年十一月に所謂伊勢暴動が起り、二十日に新築間もない山田師範学校が焼失したので、県ではその生徒を津師範学校に収容し、両校を合併する事として十年一月十二日に校名を三重県師範学校と改めた。爾後三重県師範学校は県内唯一の小学校教員養成機関として、幾多の人材を教育界に送り出したのである。

さて、明治三十四年になるとこの師範学校内に女子部が設けられる事となり、九月に第一回生四十名が入学したが、明治三十七年になるとこれが独立して女子師範学校となり、校地を亀山に移した。以後この学校は順調な発展をどげ、多数の女子教員を養成して、昭和十年代の末には女子教員数が三重県教員数の半ばを制するまでに成長する基礎となった。

一方義務教育修了後の青年教育機関たる実業補習学校の教員養成機関として、大正十四年に農業補習学校教員養成所が三重高等農林学校内に設けられたが、それが実業教員養成所となり更に青年学校教員養成所となつて太平洋戦争のさ中までつづいた。

次に昭和十六年に小学校が国民学校となり、義務教育期間が八ヶ年に延長の決定がなされるので、その教員の資質も亦更に向上させねばならぬ事となつたので、昭和十八年四月から県立の師範学校は官立三年制の専門学校程度となり、名称も三重師範学校と改め、師範学校は男子

部、女子師範学校は女子部にころもがえした。

青年学校教員養成所についてはこれより一年おくれ、昭和十九年に同じく三年制の官立専門学校程度となつて三重青年師範学校と改称し、男子部と女子部を置いた。

さて、太平洋戦争の敗北にあたり、日本は壊滅的な打撃を蒙つたが、これを復興する根本は教育であらねばならない。そこで昭和二十二年に学校教育法を公布し、学校体系を六・三・三・四制に改めて教育の再建を図る事となった。此のうち大学は昭和二十四年から発足したので、教員養成も大学で行う事となり、三重師範学校・三重青年師範学校は三重大学の発足と共に学芸学部(昭和四十一年教育学部と改称)として新しく生れ変わったわけである。

大学になつてからの教員養成は、最初の頃はその伝統に基づいて主として三重県の小・中学校の教員を養成する傾向にあつたが、次第に入学者も卒業生も全国的な規模となり、現在は受験生については七十パーセント以上が県外者であり、卒業生の就職地域については県内県外大體半半である。又就職学校も小・中学校のみならず幼稚園や高等学校にも及んでおり、後者については三重県内に限つてもその数六百を算し、明治八年以来のこれら卒業生の総数は大約二万名にも達せんとしておる。

以上の如く我が母校は、創立以来現在に至るまで延延百年の間、世の推移と共に終始一貫教員を養成しつづけ、三重県の教育は勿論、広く邦家教育の振興に寄与し、国運発展の根基に培

つて来た。

我々は今、母校創立百周年の記念すべき秋に該り、過去を省みて先人の遺績を追懐し、要旨をまとめ一編の冊子とした。翼くは読者諸子が、これによって母校の歴史と伝統を知り、更に母校が民主的文化国家の建設と、世界の平和繁栄に貢献すべき有為の教育者を養成されん事を共に祈念したいものである。

茲に一言を叙べ以て序とする。

三重大学 教育学部 創立百年史の発刊にあたって

三重大学教育学部長 神 戸 文 夫

三重大学教育学部は、藩校「有造館」に由来して、明治八年七月八日同館内に師範有造学校が設立されてから、満百年を迎えました。この記念行事のひとつとして、教育学部同窓会の手によって「三重大学教育学部創立百年史」が発刊される運びとなりましたことは、きわめて有意義なことであり、誠に喜ばしい限りであります。

明治、大正、昭和の三代にわたって、本学部は、県立の教員養成学校から、官立専門学校程度としての学校へ、更に戦後の新しい学制によって、国立大学の教員養成学部へとめまぐるしい改革変遷を重ねて、今日の姿に成長してまいりました。この尊い史実を正確に「ぶさ」に記述するためには、古い資料を探し求めたり、先輩・古老の記憶を頼ってそれを補ったりするよりも、ほかに方法のないことも多く、編集委員の方々がこの困難を乗り越えて並々ならぬ努力を傾けられ、また多数の方々が快く協力して下さいましたお蔭で、本学部の歴史を一卷にまとめ永く後世に遺すことができるようになりました。関係者各位のご尽力に心から敬意を表したいと思ひます。

警備に到着、二日には亀山藩士二五名も来田、名古屋鎮台の一小隊も大湊に上陸して之を鎮定し、暴徒は解散せられて帰村した。此の暴動によって山田師範学校は空しく灰燼に帰したが、その他三重県支庁、三井銀行、山田病院、農社などの官公庁を始め、民家九二戸が焼失し、二七戸が破壊された。尚他の二隊による被害も莫大なものであったが、学校だけに限って見ても焼かれたもの二九、毀られたもの二九に及び、経済的損失ははらに及ばず文化的損害も甚大なものがあつた。文部省第四年報(明治九年)の学区巡視功程三重県の項には「管下ノ人民大ニ暴動シ学校警察所区務所等ヲ破壊焼亡セシニ由リ人民等ニ向フ心大ニ委靡スト云フ」と報している。

さて明治六年一月に仮講習所として始まり、明治七年八月度会原師範学校と改称して教員養成に貢献した光輝ある此の学校は、新築校舎完成後僅か一ヶ月にして図らずも暴徒の手により空の焼失
 師範校舎
 しく烏有に帰した。そして本校生徒は津師範学校に收容され、附属小学校児童は各自の学区の学校に分散して此の学校は終焉を告げたのである。

第二章 師範有造学校

第一節 学制頒布以前の旧三重県と教育機関

江戸時代において当地域には長島藩、桑名藩、孤野藩、神戸藩、亀山藩、津藩があり、又双藩(現在の埼玉県)や吹上藩(現在の栃木県)等の管轄に属する所もあつたが、それら各藩においてはそれぞれ藩学を設け、主として武士階級の子弟の教養を司つていた。即ち長島藩における文礼館、桑名藩における立教館、孤野藩における頭道館(最初は隠伏書院後に修文館と称し、更に頭道館となる)、神戸藩における教諭堂、亀山藩における明倫舎(明治二年以後は明倫館)、津藩における有造館及び果広堂、忍藩における興議堂(四日市市大矢知町)などがそれぞれである。その他庶民の教育については各地に寺子屋があり又私塾もあつたが、これらの詳細については未だ充分の解明がなされて居らず、今後の研究に期待する所が大きい。さて明治四年の薩藩置県によつて藩は県と名称を変え、長島県、桑名県、孤野県、亀山県、神戸県、津県となつたが、明治四年一月二日付の政府よりの達示により、これらの諸県を合して新しく安濃津県が設けられ、県庁を津に置いた。(安濃津県は翌明治五年三月に三重県と名称を変え、県庁を四日市に移したが、翌六年二月に再び県庁を津に移した)安濃津県が誕生してからの学校については旧神戸、孤野、長島、忍県の学校はそのまま存続したが、津、桑名、亀山県の如きは、薩県の際既に之を閉鎖した。閉校の年月等は次表の如くである。

旧県学校閉鎖表

旧県名	地名	閉校年月	閉校年月
津	安濃郡津丸之内	文政三年三月	同四年二月
	阿拝郡野丸之内	明治四年十二月	
		同	

第二節 学制頒布と旧三重県の小学校

明治五年八月に学制が頒布になると、三重県では一月三日に管内を分つて四中学区を置いた。これは管内の人口が當時三九万五、八〇〇余人であつたので、学区の規準に従い人口凡そ一〇万を以て一中学区としたので四中学区が置かれたわけである。小学校については学区第六章に「中学区以下ノ区分ハ地方官其土地ノ広狭人口ノ疎密ヲ計リ便宜ヲ以テ郡区村市等ニヨリ之ヲ区分ス」とあつて、未だ正確な基準が示されなかつたので、明治五年の時点では「未定」であつたらしく、「一月三日付文部省への届書に『小学ノ部分ハ今未定ニ候』とある。度会県では既に此の年「戸籍小一區三小學校ハケテ所ラ置クヘキ區区戸長ニ達シテ県内に五七六の小學校を設立しようとしておるから、三重県は度会県より行政的におくれて居つた事になる。然し表面上はそうであつても、真相は果してどうであらうか。明治五年一月三日付の文部省への届書によれば三重県には「目下既設ノ小学校」は一番中学区内に四校、一番中学区内に六校、三番中学区内に一校、四番中学区内に二校、計一三校が存在した事になつて居る。但しこの一三校についても確實に明治五年に開校されたかどうかは疑わしく、一番中学区小学第一校（四日市中部西小学校）、二番中学区小学第一校（桑名立教小学校）、四番中学区小学第二校（阿拝郡佐那具小学校）の他は希望の観測乃至設立予定の學校名をあげたものと思われ。尤も他の資料によつて度会県流に云うならば、一小区に四校を設立するものとして県下四七小区に一八八校を設立する計画であつた事が考えられる。

明治六年になると学区の規定に従い行政区でない小学区を定めたが、二月十九日にはこれを七年の小学校四とし、これが学区の趣旨にそわないといつたので四月三日に改訂して六〇八の小学区とし、差当り教区乃至一〇教区に一小学校を設立する事として、明治六年末には公立二八、私立六合計三四校が設立された。そしてそこに学区の學童数は男一、六一、九、女四、六七四計一、五、六、二、九三名であり、

然し養塾も亦振わなかつたので時々県吏を派遣して巡視せしめ、漸くその命脈を保つて学区頒布の日を迎えた。

(三重県史料 政治部学校篇 明治二年 内閣文庫蔵)

地名	開塾年月	地名	開塾年月
安濃郡津丸之内	明治五年五月	安濃郡草生村	明治五年五月
鈴鹿郡亀山二ノ丸	同五年五月廿四日	鈴鹿郡原村	同五年五月
鈴鹿郡下ノ庄村		朝明郡大矢知	
員弁郡四面村	同五年七月	安濃郡妙法寺村	同五年八月
三重郡四日市	同五年八月	阿拝郡上野丸之内	同五年八月

然し残つた学校とても学区等陳套を脱して新時代の要請に添わなかつたので、明治五年三月に悉く之を廢止し、同月文部省に呈准して新しく養塾を左記の一〇ヶ所に開いた。

(三重県史料 政治部学校篇 明治二年 内閣文庫蔵)

桑名	同六年	亀山	同八年	神戸	同五年三月廿三日	孤野	同五年三月	長島	同五年三月	忍	同五年三月
桑名郡桑名ノ丸		鈴鹿郡亀山西ノ丸		河曲郡神戸丸之内		三重郡孤野露野内		桑名郡長島松ノ島村		朝明郡大矢知	
						文化十二年二月		享保七年七月		明治三年閏十月	

教員は男四三九名女六名計四四五名であった。明治七年になると学校数は公立四一私立二計四三校となり児童数は男一万二、三九、女五、五二〇計一万七、八四九名、教員は男四〇九、女五、五八計四一四名となった。

第三節 師範有造学校

1 無資格の教員

一般に学校を設置する場合は、校地校舎を整え教員を確保してから始めるのが順序であるが、学制頒布の場合は国が規則を作るだけでその準備実施は地方の便宜に委ねた。校地や校舎は一時の借り物でも間に合わぬ事はないが、教員の間に合わせは悔を将来に残す。恰も今次大戦終結後の学制改革で、必要な数の教員を養成せずして義務教育の年限延長を断行した如きである。明治初年以來既に此の事は識者の間では或程度認識されて居り、文部省でも学制に先立って明治五年四月二日に正院に対して師範学校建立何を出しておし、八月三日の学制においてもその第三章において師範学校設立の急務を次の如く述べておる。

小学校ノ外師範学校アリ此校ニテリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授方法ヲ教授ス当今ニ在リテ極メテ要急ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ小学ト雖モ完備ナル事能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小教員タル人ヲ四方ニ派出セシムル期ス

「此校成就スルニ非サレハ小学ト雖モ完備ナル事能ハス」とは誠に適切な言葉であつて、地方各県に早急にこれが設置を見ねばならなかつたが、實際

服部 賢

小学少助教

甲午候事

三重県

教員 部 令

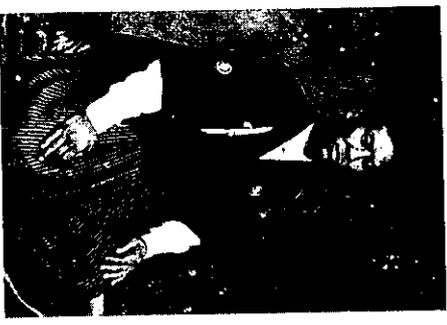
そは行かなかつた。それは財政の都合もあつたであらうし、その教師指導者の問題もあつたであらう。政

府では先ず中央に模範的なものを創立し、順次地方に及ぼす計画をたて、明治五年東京に師範学校を設立し、学制頒布と時を同じうして八月に入學試験を実施し、九月に合格者五四名を入學させて授業を開始した。ついで翌六年、大阪及び宮城に師範学校を設立し、更に翌七年には名古屋、広島及び新潟に官立師範学校を設置して教員を養成したが、養成される教員の数は極めて少く、到底各地の需要に応ずる事は出来なかつた。即ち文部省第二年報（明治七年）の中の東京師範学校の項に「此時三方り各地学制ノ旨趣ヲ体シ小学ヲ設クルコト一日ヨリ多シ而シテ其教員ニ匱シキヨリ地方ノ之ヲ申請スル者湯若ノ水ニ於ルカ如ク然レトモ有限ノ生徒ヲ以テ無限ノ求需ニ応スル能ハス」とある如き状態であつた。

さて三重県においても学制頒布の年、既に教校の小学校の設立を見、更に翌年には公私合せて三四校となつた。これらの学校では教員が必要であるが、学制に規定する如き資格をもつ者は全く得られない。そこで県当局では「読書算術留字ノ三科ニ通スル者ヲ選用」（文部省第一年報 三重県年報の項 明治六年）して一時仮用の教員としたわけであるが、その教は前述の如く明治六年に既に四〇〇名を超えている。

愛知師範学校へ七 県当局としては出来れば正規の教育を受けた有資格の教員名の留学生派遣を採用したいと考えておつた

処、恰もし隣の名古屋に愛知師範学校が設立され生徒募集が行われたので、早速荒野の河村忍、近藤謙道他各地から志願する者七名を選抜派遣して教育を受けさせる事とし、その費用は委託金をもって充当すべく文部省へ申請し、今回限りという条件付で許可された。



明治七年四月、愛知師範学校設立と共に入学した名古屋千歳町で撮影した記念写真である。年令25年7ヶ月

2 師範有造学校の設立

師範有造学校 次は明治八年になると教員養成を自らの手で行なおうという気運が出て来た。それは隣の度会

校の設立伺 県では既に明治六年一月に教員の仮講習所を開いており、明治七年には師範学校を山田に設

立して本格的な教員養成に乗出した事に刺戟された廉もあろうし、僅か数名を愛知師範学校に

留學させる丈では旺盛な教員の需要に応じ切れなかつた現実的事情もあつたであらう。そこで一月二八日に「將

来師範トナル可キモノヲ陶成セル学校ヲ設置スルハ管下目今ノ急務ニ有之候間差向キ県下(当県限ノ師範学校ヲ設立任御委託金ノ内ヲ以

出候義ニ御座候間何卒同人直チニ当県へ御差向相成度右学校設置方法及校費之義詳細取調進テ上申可仕候条至急何分之御指

揮相成候様仕度此段相伺候也

可キモノヲ陶成セル学校ヲ設置スルハ管下目今ノ急務ニ有之候間差向キ県下(当県限ノ師範学校ヲ設立任御委託金ノ内ヲ以

教師ノ紹料ヲハシムルニ相成度就テハ右教師之義ハ当県員屬士族東京師範学校卒業生阿保及一郎ナル者擬ニ山口県学

校へ御差遣相成候疾痼ニ罹リ辭職ノ上庄所管下安芸郡白塚村ニ於テ療養罷在頃日快氣之旨ヲ以別紙御省へノ届書連送方申

出候義ニ御座候間何卒同人直チニ当県へ御差向相成度右学校設置方法及校費之義詳細取調進テ上申可仕候条至急何分之御指

揮相成候様仕度此段相伺候也

と次のように指令した。

文部省では之に對して早速許可を与えたが、学校設立については学制一七七章に措いて更に申請書を出せ

(明治八年 文部省彙報録 三重県立図書館)

文部大輔 田中不磨殿

三重県権令 岩村 走 高

但師範学校設立之義ハ学制第百七十七章ニ照進更ニ可伺出候事

明治八年二月三日

文部大輔 田中不磨

ここにいう学制一七七章とは「官立中學校ヲ設立スル事ヲ願フ者ハ左ノ文例ヲ以テ地方官ヨリ其大学区督

学局へ伺出同局ニテ検査ノ上開届ケ之ヲ本省ニ開申スシ但督局未タ備ハラサル区」であつて、その何文例を

詳細に規定したものである。そこで三重県ではその文例によつて設立伺書を作成し、第二大区では未だ督学局

が完備していなかったので直接文部省に對し四月七日付をもつて次の如き伺文を提出した。此の伺文は単に形

式的に設立申請を行ったに止まらず、学則全般にわたつて詳細な規定が含まれ、以後現実的にこれに依つて学

校が運営されたものである。

その概要は、位置を津丸之内の藩校有造館跡におくこと、名称は師範有造学校とすること、学

科は小学として小学校授業法を主とすること、教員は二名生徒は二〇名とすること、学校費用

は委託金で賄うこと、生徒は一ヶ月四円を貸与せられ卒業後之を月賦償還することなどである。伺書の全文は

左の如くであつた。

官立学校設立伺

一、学校位置

第二学区三重縣下第三拾七番中学区内第一番小学区津丸之内

一、学校名称

師範有造学校

一、学 科

小 学

一、教則並會則

別冊ニ具ス

一、教員 履 歴

三重県貴族士族 阿保友一郎
 当四月二十六年五月
 山津藩督士井養之助及鹽官石川貞一郎に從ひ文次二年五月ヨリ明治四年正月迄都合八ヶ年九月漢字修業明治四年三月ヨリ同年十二月迄泊津藩壯年学校舎長ヲ勤ム

第一大学区東京師範学校ニ入り明治五年四月ヨリ同七年六月迄都合二ヶ年二月修業同月同校ニ於テ一等卒業免許ヲ得其月御省ヨリ山口県へ訓導トシテ差遣サレタリ同県ニテ二等訓導ニ任ズ、山口県学校ニ在勤スル明治七年六月ヨリ同年十一月迄都合五ヶ月ニシテ疾病ニ罹リ辭職ニ当八年一月訓導トシテ当県へ御差遣相成ル

- 一、教員給料
 一ヶ年金三百六拾円
 一ヶ月金 二拾円
 但訓導一名月給金貳拾円
 但副教員一名同 金拾円
- 一、倉長一名給料
 一ヶ年金七拾貳円
 一ヶ年同 六円
- 一、生徒員数
 武拾人但漸次増員ノ積
- 一、学校費用

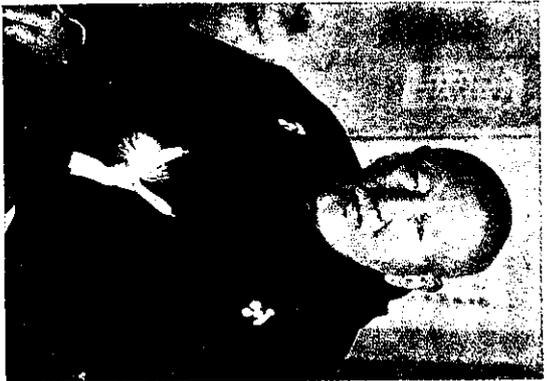
一ヶ年金貳拾八拾円
 一ヶ年金拾三百三圓三厘三
 一ヶ年金貳百四拾八円
 一ヶ年金貳拾門六拾六錢六厘六
 一ヶ年金百九拾貳門
 一ヶ月金拾六門
 雜務係並小遣等給料
 一ヶ年金九拾六門
 一ヶ年金一千百五拾 貳門
 右費用總計 一ヶ年金九拾六門
 御委託金ノ内ヲ以テ還払ノ積
 右之通設立任度此段相伺候也

明治八年四月七日

三重県権令 岩村定高

文部大輔 田中不磨 殿

退而師範生二拾名一ヶ年給貸金九百六拾円但一名二付一ヶ右ハ卒業ノ後各自ヨリ月賦償還ヲ致候積ニ有之候条御委託金ノ内ヲ以テ貸任度此段御領知被下度候也



90才の頃の阿保友一郎

阿保友一郎
 通稱は一與号は福岡 古歴皆以後の履歴は、明治二年四月迄二年間國英中文を教授 二年五月より東京高等師範学校教師を勤め、三年の後再び三孤館に転勤、明治三年四月より同三年三月末日迄四年間修身科を教授 三年四月より古成地方隆聖幼年学校に作文教授として二年間勤勞 三七年三月退官、以後津市西新町に隠居した、その弟子國府在七郎の評に「先生、学和義を兼ね、忠恕もて子弟に接したまひ、子弟その徳に感き、仰ぐと養子の如し」とある。昭和二年三月九才にて歿。著書に文典初歩二冊、日本文法二冊、心理學要二冊、文章法略語四〇枚、文章法例方針八卷四冊、出題文例方針四冊、昔問文法二冊、昔問文法二冊等がある。

尚「別紙ニ具ス」とある校則、教則、舎則等は次の如きものであるが、通則において学校の目的を「児童教育ノ方法ヲ学ブ」即ち教授法の學習を専務とすることをかかげ、入校規則においては生徒のおおよその学力規準を「普通ノ書ヲ略讀説シ得ル者」とし、入学年齢は「二十歳ヨリ四十歳以下」として大きい中をもたせ、修学期間を「凡四ヶ月乃至六ヶ月」と定め、義務就職の期間を二年と定めている。

第三章 通則
 三重県師範有造学校規則

第一条 当校ハ県内小学ノ教員タルハキ生徒ヲ暫時入校セシム以テ文部省御頒布之学制ニ軌セシムル者ナレハ本都師範学校ノ如ク学術ヲ深厚ナラシムルニ非サレトモソノ行状ノ方正ノ授業ノ円活ナルヲ要スルハ彼是同然ナリ凡ソ生徒タルモノ此意ヲ体シテ他日卒業ノ後陛下意蒙ノ概範トナリ取サラン事ヲ冀ス

第二章 入校規則

第一条 生徒ハ普通ノ書ヲ略識シ得ル者ニシテ年齢二十歳ヨリ四十歳以下タルハシ
第二条 入校之節ハ本籍区长学区取締ノ保証狀第一号及履歴書第二号ヲ以テ願ヒ出ヅベシ
第三条 参加スル者ハ其学力ヲ試験スベシ
第四条 試験ヲ受及第スル者ハ年限通り小学教授ニ従事スベキ証書第二号ヲ出スベシ
第五条 入校ノ上ハ學費トシテ毎月金四円ヅ、貸渡シ卒業ノ後月賦ヲ以テ返納セシム
第六条 學費金ノ内食料ヲ賙テ之ヲ金貳円貳拾五錢引去其殘額ハ書籍紙墨費トシテ之ヲ渡ス可シ
第七条 入校修業ハ凡四ヶ月乃至六ヶ月ヲ限トス
但格別優等ノ輩ハ此限ニ非ス
第八条 入校ノ上ハ半途退校並ニ他途ニ出身スルヲ許サス
但父母ノ篤疾バムヲ得サル事故アル等ハ此限ニ非ス
第九条 落第シテ空ク帰郷スルヲ欲セサル者ハ其情実ヲ亂シ自費ニ校内ニ留學シ數ヶ月ノ後再試験ヲ請フ事ヲ許スベシ
第十条 卒業ノ上ハ試験ヲ遂ク学力ニ応ジ一等証書ヲ与ヘ管内小学校ニ在勤セシム(証書式は第四号一筆者註)
第十一条 奉仕ニケ年ヲ限リトスニケ年以後ハ当人ノ意ニ任セテ官ヨリ之ヲ束縛スルコトナシ
試験法
國史略 十八史略
二三個所ヲ讀マシム其要旨ヲ問フ
算理圖解
二三個条物理ヲ問フ

文章

一條ノ漢文ニ國學ヲ交ヘテ之ヲ和解セシム

算術

加減除ヲ試ム但珠算推算ノ中何ニテモ可トス

手跡

二行ヲ書セシム

体格

医ヲシテ視察セシム

第一号書式 罫紙

第二号書式

履 歴 書

長 官 宛

年 月 日

第何大区々長兼学区取締

名 印

第何大区何小区何番屋敷居住士族

姓 名

何某兄弟長一男

紙履歴書相添此段申上候也

右之者師範有造学校ハ入學志願之趣申出候ニ付從來之行状相札候處不都合之乘無之ニ付御試験ノ上御取捨相成候様仕度別

何年何ヶ月

姓 名

何某兄弟長男二男

第何大区何小区何番屋敷居住士族

以上

何年何月

年月日誰々ニ就キ何学科修業及出免進退等ニ関スル個条詳細ニ記ス

第三号書式 履歴

私條今般入學御許可ニ可被取旨領承仕候然ル上ハ修業中ハ勿論卒業ノ後モ御定則之通官命ニ従ヒ進退可仕候依テ証書差出候也

右之通相違無之候也

年月日

長官宛

第四号書式

用紙為ノ子紙四ツ切

表

何等
証書
第何大区何小区區籍
姓名
何年何月
此証書ヲ得タル者ハ県内小学ノ
教員タルコトヲ免許スル者也
年月日
三重県御轡有造学校
第幾号

裏

此証書ハ五ヶ年限リトス満期ノ
後猶教員タラント欲スル者ハ試
験ノ上更ニ証書ヲ渡ス

第何大区何小区何番屋敷居住士族

本人姓名名印

何年何月

同大区同小区何番屋敷

父兄或ハ証人印

第三章 教場規則

- 一、教場ニ於テハ万事教師ノ指揮ニ可従事
- 一、教場出席ノ時限ニ後ルヘカラサル事
- 一、授業中雜談高聲ヲ禁ズル事
- 一、授業中張りニ意見ヲ述フヘカラサル事
- 一、授業中張りニ席ヲ離ルヘカラサル事
- 一、教場ニ於テ喫煙スヘカラサル事
- 一、授業時間ノ外教師ノ許可ナクシテ教場ニ入ルヘカラサル事
- 一、修業ノ書籍器械ハ率不官ヨリ貸給スヘシト雖モ其品類ニヨリテハ自費ヲ以弁スヘキ事
- 一、休息ノ時間ハ点鐘毎ニ十分ノ事

第四章 年中休業日

- 孝明天皇御祭日 一月三十日
- 紀元節 二月十一日
- 神武天皇御祭日 四月三日
- 神嘗祭 九月十七日
- 天長節 十一月三日
- 新嘗祭 十一月廿三日
- 日曜日
- 一月一日ヨリ同月十日マデ
- 十二月二十五日ヨリ同月三十一日マデ
- 暑中休業七月廿日ヨリ八月十九日マデ
- 此外臨時休日ハ其時々指示スヘシ

第五章 書籍拝借規則

第一条 書籍借借ハ必ス証書ニ調印シ書籍係へ可相納事

第二条 借借期限ハ二週間タルヘシ

第三条 書籍借借中紛失ハ毀損イタストキハ其趣相原価以償還可致事

第四条 借借ノ書籍校外へ携出ノ義堅ク不相成事

第六章 會 則

第一条 入會中都守會長ノ指令ヲ受クヘシ

第二条 入會中外宿ヲ許サル事

但シ暑寒休業中及ヒ病氣其他已ムヲ得サル事故アルトキハ此限ニ非ス

第三条 言行ヲ慎ミ信義ヲ以テ交ルヘシ

第四条 晨起ハ春分ヨリ秋分マテハ午前第六時秋分ヨリ春分マテハ午前第七時タルヘシ

但シ時宜ニヨリ変換スルコトモアルヘシ

第五条 晨起後直ニ夜具ヲ室内ヲ掃除シ盥嗽スルノ時間一時ヲ超ユヘカラス

第六条 就寝ハ春分ヨリ秋分マテハ午後第十時秋分ヨリ春分マテハ午後第十一時タルヘシ

但時宜ニヨリ変換スルコトモアルヘシ

第七条 休日ハ晨起ヨリ日没マテ外出ヲ許ス

第八条 午後六点後休日ノ外ハ他室ニ入ルヲ禁ス

第九条 出入ハ必ス門札ヲ所持スヘシ

第十条 病氣ニテ欠課ノ節ハ同室ノ者ニ托シ畫面ヲ以會長ニ届ケ出ヘシ

第十一条 外人直接ハ必ス心接所ニ於テ入ヘシ室内ニ誘導スルヲ禁ス

第十二条 飲酒放歌吟詩雜談或ハ禪史小説ヲ讀ム等都テ怠惰ニ流ルヘ所業ヲ禁ス

第十三条 喧嘩口論高聲及危害ノ遊戯ヲ禁ス

第十四条 金錢又ハ衣服ノ貸借ヲ禁ス

第十五条 私席錯乱及ヒ廊下疾走ヲ禁ス

第十六条 戸壁ヲ染畫シ又ハ破毀スルヲ禁ス

但某人不明ノ時ハ一室中ノ實タルヘシ

第十七条 官物書籍類ヲ粗暴ニ取扱フヘカラス

第十八条 室内ハ勉メテ清潔ニシ物品ヲ取散スヘカラス

第十九条 就寝後点燈並談話ヲ禁ス

室内ニ於テ飲食スヘカラス茶菓子等ハ此限ニアラス

第二十条 食事ノ聲杯ニテ食堂ニ入ルヘシ

第二十一条 食堂ニ入テ順序ヲ乱ルヘカラス

第二十二条 食事ニ際ムトキハ就去トキ礼ヲ述フヘシ

第二十三条 食堂中總テ雜沓ヲ禁ス

以上四個食堂規則

第二十五条 病日ニシテ愈サル者ハ病室ニ入テ療養スルヲ法トス

但某人ノ意ニ任セ病室ヲ移シ送ルヘシ

第二十六条 伝染病或ハ惡劇ノ疾ハ直ニ病室ニ移シ送ルヘシ

第二十七条 外人ノ病者ヲ訪フ者ハ會長ノ許可ヲ得リニ入室ヲ許サス

第二十八条 病氣ノ景況シヨリテ散歩シ可ナル者ハ医員ノ証書ヲ以テ許可ヲ會長ニ受クヘシ

以上四個病床規則

第二十九条 小使ヲ使用スルニ粗暴ノ振舞アルヘカラス

第三十条 一切私ニ門外ニ出スヲ禁ス

第三十一条 過失ヲリトキ私ニ呵責スルヲ許サズ子細詳ニ會長ヘ申出ヘシ

以上三個条小使ヲ使用スル心得

第七章 罰 則

一、教場出席ノ時限ニ後タル者

- 一、教室ニ於テ書籍器械等ヲ取乱ス者
- 一、室内ノ掃除ヲ怠リ書籍器械衣服ヲ取乱ス者
- 一、猥リニ集會雜談或ハ小説牌史ヲ讀ミ無用ノ玩弄物ヲ取扱フ者
- 一、晨起ノ時限ヲ守ラサル者
- 一、言談ヲ止ムル時限ヲ守ラサル者
- 一、課業時間他席ヲ犯ス者
- 一、放歌吟詩ヲナス者
- 一、教室ニ在テ喫煙スル者
- 一、教室ニ在テ教師許可ヲ待タズ猥リニ異見ヲ述ル者
- 一、食事ノ時限ヲ守ラサル者
- 一、教場出席ノ節書籍石盤等必要ノ品ヲ失忘スル者
- 一、以上ハ一週間外ノ散歩ヲ禁ス
- 一、他ノ勸字及ヒ安眠ヲ妨クル者
- 一、外来人ヲ許可ナク室内ニ入レ応対ヲナス者
- 一、官物及ヒ給貨品ヲ粗暴ニ取扱フ者
- 一、金銀貸借ヲナス者
- 一、食物ヲ許可ナク室内ニ用ユル者
- 一、建物ニ撥ラ付ケ或ハ樂書スル者
- 一、以上ハ二週間内外ノ散歩ヲ禁ス
- 一、出門定例ノ外許可ナク外出スル者
- 一、帰會門限ニ後ル、者
- 一、喧嘩口論ヲナス者
- 一、以上ハ三週間外ノ散歩ヲ禁ス

一、給貨品ヲ失ヒタル者

- 一、以上三週間外ノ散歩ヲ禁シ且其定価ヲ償還セシム
- 一、怠惰不勉強ニシテ會長教員ノ戒諭ヲ用井サル者
- 一、己ムヲ得サル事故アリト雖モ断テ外宿スル者
- 一、教員校則ヲ犯ス者
- 一、己ノ私ヲ挾ミ他生ヲ煽動シ會長或ハ教員ニ抗スル者
- 一、以上ハ退學ノ命ヲ改良所ニ入レテ改心セシム其悔悟ノ実ヲ得テ然ル後再ヒ入學ヲ許ス
- 一、但改良所未ダ設ケサルノ間暫ク戒役送ラ置クモノナリ
- 一、退學ノ科ニ当ル者ハ三週間外ノ散歩ヲ禁其間一日ニ三度食堂ヲ掃除セシム

右之条々堅ク可遵守者也

明治八年四月

三重 県

教 則

全校則凡例 附 録

- 一、教則ハ文部省御定メ上下等小学教則ニ照準シ施行スルナリ
- 一、下等小学科ヲ一ヶ月ノ修業上等小学科ヲ三ヶ月ノ修業ト見做ス以上四ヶ月ノ中終ノ一ヶ月ニ於テ附屬小学校ニ入レ幼稚年生徒ヲ輪巡ニ教授セシム
- 一、僅四ヶ月間ノ修業ナルヲ以テ毎級ノ時日之レニ比例シ甚々切迫セサルヲ得ヌ其晝取問答輪講暗記復誦習字作文等ノ科ノ如キニ多自然粗瀟ナラサル能ハス然ルニ今一之ヲ記載セシムニハ反テ虚飾ニ渡ルノ恐アリ故ニ之レヲ略ス
- 一、毎日修業時間ハ午前第九時ヨリ第十二時ニ至リ午居第一時ヨリ第三時ニ至ル
- 一、但夏日ノ間ハ午前七時ヨリ第十二時ニ至ラトス
- 一、教科中別ニ正副ノ名ヲ名セズ蓋シ生徒入学期限甚々短ニシテ修業ニ余裕ナクハナリ
- 一、毎週一時間授業ノ方法ヲ論說シ別ニ一時間附屬小学ニ入レ親シク授業ヲ觀ゼシ參メ以テ教授法ノ忽ニスヘカササルノ趣意ヲ指示ス

- 一、算術ハ一週六時トス而シテ開法及ビ對教用法ニ止ル又幾何学ノ大意ヲ指示スコトアルヘシ
- 一、算圖ハタ、方円多角形ヲ画カ、シムルノミトス
- 一、記簿法ハ暫ク之ヲ欠ク
- 一、幼年ト壯年ト未學ト已學トノ別アルヘシテ少ク教科書目ニ付テ階級ヲ懸ヘテ前進セサルヲ得ス

教科書目

下等小学

第八級 第七級 第六級

諸掛図地圖等ハ別ニ各自ヲ掲ケス

小学讀本自一至四

地理初步

第五級 第四級

日本地理略卷之二

日本史略

第三級 第二級 第一級

輿地小学

支那史略

西洋史略

上等小学

第八級

日本文典卷之二

第七級

日本地理小誌

第六級

輿地史略自一至七

第五級

日本略史(國史略要 王代一覽 近世史略等ヲ指見セシム)

第四級

物理階梯

博物新編補遺(格物入門 登高自卑等ヲ指見セシム)

第三級

化学訓蒙(化学入門等モ指見セシム)

第二級

西史綱記自一至四(万国通史 万国新史 泰西史綱等指見セシム)

第一級

修身論

經濟原論

生理癩癘

教導説

以上ノ教科書ハ一時之ヲ定ムルト雖モ便宜ニヨリ交換スルコトモアルヘシ

(明治八年 文部省経費録 三重県立図書館蔵)

附屬小学
校則

学制が頒布されると県下各地に漸次小学校が設立されたが、津では明治六年二月五日、先守陸軍省管轄の旧津藩々校有造館の学舎を仮用して三番中学区(第三七番中学区)に小学第一校を開設した。次で七月一〇日校名を改めて安濃津学校としたが、明治八年、津に師範学校を創設するに当って、これが適地であると目をつけられ、校舎改造の爲五月一日から一ヶ月半程休校になった。そして七月八日師範有造字校附屬小学校として再出発をしたわけであるが、附屬小学校とするに關し校則について文部省

に何を出している。その校則は後に記載する如くであるが、先ず第一章を通則として上下等の区分、入学期、入学手続、受業料等を定め、第二章を試業規則として試験に関する種々の規定を述べ、第三章を生徒折所掲示として種々の校内規則を掲げ、第四章を生徒掛心得として事務員の取扱うべき事項を定め、第五章を休日としてその期日を掲出している。又最後に教場參觀心得を掲げているが、これは諸事県下学校の模範となるべき心算のあらわれであって、後に師範学校附属小学校が独立してからでも、尚県下小学校の木鐸先達を以て任じ、たその伝統の源泉はここにあると見てよい。(校則については第八章第一節七六九頁以下参照)

右等の申請に対して文部省では四月二十三日付で「何之通」として許可を与えたが、委託金の使い方に就いては追て通知する。又学校の種別は官立でなく公立とすべきだとして左の如く通知して来た。

何之通

但委託金遺払之義ニ付テハ追而可相産儀有之候条兼テ可相心得且学校種別之條ハ昨七年当省解裁指式号布達之通公立ト可呼称候事

明治八年四月廿二日

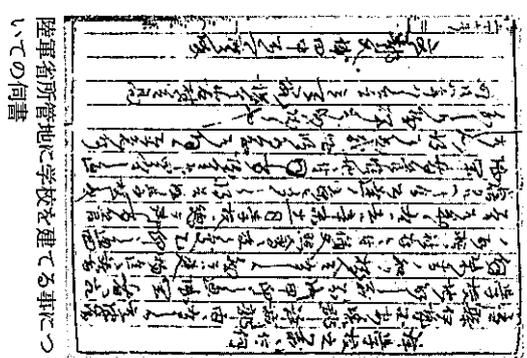
文部大輔 田中不磨

そこで県当局では早速学校設立の具体案を考えたが、先ず学校の位置を陸軍有所管の旧藩校有造館跡に在った安濃津学校(後の養正小学校)の一部旧演武場と定め、附属小学校にその安濃津学校を充てる事とし、機材替えや修繕、或は書籍機械等の購入について見積書を作り、これを委託金で賄いたいと次の如き伺書を文部省に提出した。

師範学校並附屬小学校教場營繕及書籍器機購入費任私方伺
 当限師範学校設立之義管而御許可相成候ニ付而ハ管下第三十七番中学区内安濃津学校之内別紙図面ハ甲印ヲ附シ候場所ヲ師範生徒教場ニ相用乙印ノ二ヶ所即安濃津^校附屬小学校トシ朱引之通夫々營繕ヲ加ヘ且本校及附屬小学三備ハ書籍器械等右入費凡積之通御委託金ノ内ヲ以遺払候様仕度別紙積書並略図相添至意伺分御指合相候也

明治八年四月九日

陸軍省所管地に学校を建て



陸軍省所管地に学校を建て

三重県推令 岩村定高

- 文部大輔 田中不磨 殿
- 師範学校並附屬小学校教場營繕及書籍器機購入費凡積書
- 一金 八百六拾八錢四厘
- 内
- 師範生徒教場營繕費 金拾七円七拾錢六厘
 - 附屬小学校教場營繕費 同百五拾七円四拾錢六厘
 - 師範学校用書籍購入費 同貳百九拾四円六拾六錢貳厘
 - 同校テニアル腰掛ケ購入費 同拾四円五拾錢
 - 附屬小学校同断購入費 同貳百九拾円
 - 師範学校機運其他体操費購入費 同貳拾円五拾錢
 - 同校算画器機購入費 同三元
 - 同八円三拾七錢
 - 總檢買入費

此の何に対して文部省としてはほ了承はしたが、只学童の就学奨励の為の委託金を何にも使用されては本旨にもとるので、これについては改めて通達するが差当りそれで行つてよろしいと伝えて来た。

(明治八年 文部省経載録 三重県立図書館蔵)

書面之趣委託金遺払之義ニ付テハ可相産儀有之候得共先以開届候事

明治八年五月二日

文部大輔 田中不磨

右の諸事務は県庁の学務課が取扱つたものであるが、特に師範有造字校の設立につき企画執筆したのは字校掛の柚原具致であった。

生徒募集 さて県では諸般の準備がこれで一応整つたと判断し、五月二〇日付をもって「師範有造字校設立

二 付入学志願ノ者心得方(公文全誌 明治八年)を布達し「師範学校生徒廿歳(學術品行教員タルモノハルヘキ)以上四十歳

以下ニシテ略普通ノ書ヲ講読シ得ルモノ先二十名ヲ募リ(三 重忠科 政治部学校編 明治一 年内閣文庫)募に応ずる者の中から服部翼等二十四名を選抜入学せしめ、訓導一人副教員一人の計二名をもって授業を開始した。



に描写させた明治5年に四日市で営し小学校の教員を郡で再び精成塾と13年、郷里の員弁郡を開塾し、明治29年に閉校するまで此の方面で多くの人材を育成した。

師範有造学校教員並昇員等月給表(四月九日付文部省に伺済)

三等訓導	副教員	舎長	雑務掛	小使
金拾円	金六円	金五円	金三円	

右の三等訓導は阿保友一(二年一月勤続)副教員は高原元吉(四年四月勤続)舎長は井上長左五門(四年四月勤続)雑務係は野田源左五門(二年四月勤続)と横田覚左五門(三年四月勤続)である。尚副教員高

舎長と 雑務掛 へべき内容を舎長取扱心得、雑務掛心得として文部省に認可申請をしておるので念のためこれを掲げて見よう。

舎長取扱心得

- 第一条 舎則ヲ維持シ生徒ノ勸意ヲ監督スルヲ掌ル
- 第二条 生徒ノ諸願伺届等ヲ受付シ教員ト奥書連印進達スベシ
- 第三条 生徒借用ヲ要スル書籍類兼テ雑務係ヨリ受取置キ貸返納等ノコトヲ掌ルベシ
- 第四条 生徒ノ誹謗長教師トシテ(三)閑論不當ナレハ解論シテ還付スベシ若シ解論ヲ聴カズ強テ承談ヲ乞フ者ハ比限ニ非ズ但論議不敏ニ涉リ断然接取スベカラサル議表ハ教師ト諮議スルヲ須タス直ニ撰付スルヲ得ベシ
- 第五条 生徒ノ叱点ハ教師ト違著其叱点ハキ状ヲ具シ決ヲ県庁ニ取ルベシ
- 第六条 生徒舎則ヲ犯ス者アレハ犯由ヲ察案シ教師ト議シ法則ノ違反分ス可シ
- 第七条 生徒疾病又ハ己ムラ得ザル事故アリテ欠課スル時ハ其申書ニ検印シテ教師ニ進達ス可シ
- 第八条 生徒不時ノ外出ヲ乞フ者ハ事由ヲ審カニシテ可否スベシ
- 第九条 生徒病ニ罹リ外宿スル者アレハ雑務掛ニ通知スベシ
- 第十条 生徒病ニ罹リ就釋スル者又ハ則チ罰ヲ受クルモノ他人ニ忌避セシコトヲ乞フハ事案ヲ審カニシテ可否スベシ
- 第十一条 寄宿門ノ鑰ヲ司リ朝六時小使ニ付シ夕六時取ルベシ
- 第十二条 朝夕舎中ヲ巡視スベシ
- 但朝ハ就釋後三十分ヨリ夕ハ就釋後三十分迄トス

雑務掛心得

- 第一条 書籍器械ヲ管主シ諸費受取其他校中一切ノ雜事ヲ担務トス
- 第二条 一員詰所ニ宿スベシ
- 第三条 諸費一ヶ月ノ金額凡種ヲ立其月十日限り諸取方申出ツベシ
- 第四条 前条受取タル金員ヲ支払ニハ諸費元払帳ヲ作り明瞭登記スベシ
- 第五条 前条金員ヲ払渡ストキハ受取人ヨリ名印請取証書ヲ取置クベシ
- 第六条 教員會長雜務掛月給渡毎月十五日ヲ定日トシ小使ハ日割ナルヲ以テ月尾ニ渡方ヲナスベシ

第七條 一月ヲ経テハ元払帳ニ就キ諸費仕訳帳ヲ作り受取証書ヲ添ヘ差出スベシ
第八條 月分差引精算ノ上剩余ヲ月元払帳中繰元金ノ坐ニ見ルハ此ノ如クシテ半年ヲ経ル毎ニ剩余
金返納書ヲ添ヘ差出スベシ
第九條 若シ不意ノコトアリテ月分元金不足スルハ元払帳ニ就キ再々剩余不足ナル様精算ヲ加ヘ不足金受取書ヲ作り
別受取方申出然ル後之ヲ支払スベシ
第十條 前項諸費受取ノ手續及諸帳簿ノ書式等民費取扱始末ニ照捷スベシ
第十一條 生徒ノ給貸金渡日ハ毎月廿五日ヲ定メトシ別紙雛形ノ通渡簿ヲ作り受取証印セシムベシ
第十二條 生徒卒業ノ上管内各校ノ教員トナリ既ニ給貸スル所ノ金額ヲ返納スルニ学区取締ヨリ添書ヲ以テ通送スレハ調査
ノ上添書ニ受領ノ証印ヲ押シ該取締ニ還付シ金員ハ三井組ノ預証ニ換ヘ上納目録ヲ添ヘ送達スベシ
第十三條 書籍機噐筆紙墨及薪炭油其他物品購求ノ節ニ積蓄相添出ツベシ
第十四條 附屬小学ノ諸費受取等總テ民費取扱始末ニ依テ取扱フベシ

三重史料 政治部学校編 明治二年 内閣文庫蔵

当年における全
文部省では明治五年に東京に師範学校を設け、更に六年、七年にも愛知、大阪、広島、長
崎、新潟、宮城等大学本部の所在地に官立師範学校各一校を設けて教員の養成を図った
が、府県も亦自主的に師範学校を設ける所があった。既に明治六年には東京府、千葉県、
栃木県、愛知県、筑摩県、岐阜県、堺県、新川県に教員の養成所が設けられており、明治七年には隣の度会県
の外多数の府県にこれが設立され、明治八年にはその数九〇に及んだ。此の中女子のものは東京女子師範学校
と石川県女子師範学校の二校のみであり、男子師範学校の中に「間女子ヲ雜フル者」もあったが、全体として
は「女生徒ノ數男生徒ノ百分ノ二ニ過キス」という状態であった。
念の爲当年における全国師範学校の一覽表を掲げて見よう。

名 称	地 名	設 立 年	教 員		所 轄
			男 生	女 生	
東京師範学校	東京 神田宮本町	明治五年	一〇	一	文部省
東京女子師範学校	同 内町	同 六年	四	七	同 省
第一号師範学校	武蔵国横濱元辨天	同 七年	四	三	同 府
第二号師範学校	同 多摩郡八王子宿	同 八年	二	二	同 府
第三号師範学校	相模国高座郡羽鳥村	同 七年	二	二	同 府
第四号師範学校	同 三浦郡浦賀村	同 八年	一	一	同 府
師範学校	武蔵国足立郡浦和宿	同 七年	八	一	同 府
鶴岡学校	同 大里郡熊谷駅	同 同	三	〇	同 府
入間川学校	同 入間郡川越町	同 同	三	四	同 府
荒川学校	同 比企郡松山町	同 同	三	三	同 府
身利川学校	同 児玉郡本庄町	同 同	三	三	同 府
利根川学校	同 群馬郡前橋町	同 同	四	三	同 府
鳥川学校	同 高崎郡高崎	同 同	四	三	同 府
錦川学校	同 甘茨郡七口市	同 同	二	二	同 府
千葉師範学校	下総国千葉郡千葉町	同 六年	七	七	同 府
花園学校	相模国足柄下郡小田原	同 同	七	七	同 府
蕨山師範講習所	伊豆国田方郡蕨山	同 同	六	七	同 府
拡充師範学校	常陸国茨城郡上市柵村	同 同	四	四	同 府
土浦師範学校	同 新治郡土浦町	同 同	四	四	同 府
椽木師範学校	下野国都賀郡椽木町	同 六年	三	三	同 府
山梨県師範学校	甲斐国府中錦町	同 七年	二	二	同 府

名 称	地 名	設 立 年	教 員		所 轄
			男 生	女 生	
第一号師範学校	同 内町	同 六年	四	三	同 府
第二号師範学校	同 多摩郡八王子宿	同 八年	二	二	同 府
第三号師範学校	相模国高座郡羽鳥村	同 七年	二	二	同 府
第四号師範学校	同 三浦郡浦賀村	同 八年	一	一	同 府
師範学校	武蔵国足立郡浦和宿	同 七年	八	一	同 府
鶴岡学校	同 大里郡熊谷駅	同 同	三	〇	同 府
入間川学校	同 入間郡川越町	同 同	三	四	同 府
荒川学校	同 比企郡松山町	同 同	三	三	同 府
身利川学校	同 児玉郡本庄町	同 同	三	三	同 府
利根川学校	同 群馬郡前橋町	同 同	四	三	同 府
鳥川学校	同 高崎郡高崎	同 同	四	三	同 府
錦川学校	同 甘茨郡七口市	同 同	二	二	同 府
千葉師範学校	下総国千葉郡千葉町	同 六年	七	七	同 府
花園学校	相模国足柄下郡小田原	同 同	七	七	同 府
蕨山師範講習所	伊豆国田方郡蕨山	同 同	六	七	同 府
拡充師範学校	常陸国茨城郡上市柵村	同 同	四	四	同 府
土浦師範学校	同 新治郡土浦町	同 同	四	四	同 府
椽木師範学校	下野国都賀郡椽木町	同 六年	三	三	同 府
山梨県師範学校	甲斐国府中錦町	同 七年	二	二	同 府

名 称	地 名	設 立 年	教 員		所 轄
			男 生	女 生	
第一号師範学校	同 内町	同 六年	四	三	同 府
第二号師範学校	同 多摩郡八王子宿	同 八年	二	二	同 府
第三号師範学校	相模国高座郡羽鳥村	同 七年	二	二	同 府
第四号師範学校	同 三浦郡浦賀村	同 八年	一	一	同 府
師範学校	武蔵国足立郡浦和宿	同 七年	八	一	同 府
鶴岡学校	同 大里郡熊谷駅	同 同	三	〇	同 府
入間川学校	同 入間郡川越町	同 同	三	四	同 府
荒川学校	同 比企郡松山町	同 同	三	三	同 府
身利川学校	同 児玉郡本庄町	同 同	三	三	同 府
利根川学校	同 群馬郡前橋町	同 同	四	三	同 府
鳥川学校	同 高崎郡高崎	同 同	四	三	同 府
錦川学校	同 甘茨郡七口市	同 同	二	二	同 府
千葉師範学校	下総国千葉郡千葉町	同 六年	七	七	同 府
花園学校	相模国足柄下郡小田原	同 同	七	七	同 府
蕨山師範講習所	伊豆国田方郡蕨山	同 同	六	七	同 府
拡充師範学校	常陸国茨城郡上市柵村	同 同	四	四	同 府
土浦師範学校	同 新治郡土浦町	同 同	四	四	同 府
椽木師範学校	下野国都賀郡椽木町	同 六年	三	三	同 府
山梨県師範学校	甲斐国府中錦町	同 七年	二	二	同 府

名 称	地 名	設 立 年	教 員		所 轄
			男 生	女 生	
第一号師範学校	同 内町	同 六年	四	三	同 府
第二号師範学校	同 多摩郡八王子宿	同 八年	二	二	同 府
第三号師範学校	相模国高座郡羽鳥村	同 七年	二	二	同 府
第四号師範学校	同 三浦郡浦賀村	同 八年	一	一	同 府
師範学校	武蔵国足立郡浦和宿	同 七年	八	一	同 府
鶴岡学校	同 大里郡熊谷駅	同 同	三	〇	同 府
入間川学校	同 入間郡川越町	同 同	三	四	同 府
荒川学校	同 比企郡松山町	同 同	三	三	同 府
身利川学校	同 児玉郡本庄町	同 同	三	三	同 府
利根川学校	同 群馬郡前橋町	同 同	四	三	同 府
鳥川学校	同 高崎郡高崎	同 同	四	三	同 府
錦川学校	同 甘茨郡七口市	同 同	二	二	同 府
千葉師範学校	下総国千葉郡千葉町	同 六年	七	七	同 府
花園学校	相模国足柄下郡小田原	同 同	七	七	同 府
蕨山師範講習所	伊豆国田方郡蕨山	同 同	六	七	同 府
拡充師範学校	常陸国茨城郡上市柵村	同 同	四	四	同 府
土浦師範学校	同 新治郡土浦町	同 同	四	四	同 府
椽木師範学校	下野国都賀郡椽木町	同 六年	三	三	同 府
山梨県師範学校	甲斐国府中錦町	同 七年	二	二	同 府

名 称	地 名	設 立 年	教 員		所 轄
			男 生	女 生	
第一号師範学校	同 内町	同 六年	四	三	同 府
第二号師範学校	同 多摩郡八王子宿	同 八年	二	二	同 府
第三号師範学校	相模国高座郡羽鳥村	同 七年	二	二	同 府
第四号師範学校	同 三浦郡浦賀村	同 八年	一	一	同 府
師範学校	武蔵国足立郡浦和宿	同 七年	八	一	同 府
鶴岡学校	同 大里郡熊谷駅	同 同	三	〇	同 府
入間川学校	同 入間郡川越町	同 同	三	四	同 府
荒川学校	同 比企郡松山町	同 同	三	三	同 府
身利川学校	同 児玉郡本庄町	同 同	三	三	同 府
利根川学校	同 群馬郡前橋町	同 同	四	三	同 府
鳥川学校	同 高崎郡高崎	同 同	四	三	同 府
錦川学校	同 甘茨郡七口市	同 同	二	二	同 府
千葉師範学校	下総国千葉郡千葉町	同 六年	七	七	同 府
花園学校	相模国足柄下郡小田原	同 同	七	七	同 府
蕨山師範講習所	伊豆国田方郡蕨山	同 同	六	七	同 府
拡充師範学校	常陸国茨城郡上市柵村	同 同	四	四	同 府
土浦師範学校	同 新治郡土浦町	同 同	四	四	同 府
椽木師範学校	下野国都賀郡椽木町	同 六年	三	三	同 府
山梨県師範学校	甲斐国府中錦町	同 七年	二	二	同 府

名 称	地 名	設 立 年	教 員		所 轄
			男 生	女 生	
第一号師範学校	同 内町	同 六年	四	三	同 府
第二号師範学校	同 多摩郡八王子宿	同 八年	二	二	同 府
第三号師範学校	相模国高座郡羽鳥村	同 七年	二	二	同 府
第四号師範学校	同 三浦郡浦賀村	同 八年	一	一	同 府
師範学校	武蔵国足立郡浦和宿	同 七年	八	一	同 府
鶴岡学校	同 大里郡熊谷駅	同 同	三	〇	同 府
入間川学校	同 入間郡川越町	同 同	三	四	同 府
荒川学校	同 比企郡松山町	同 同	三	三	同 府
身利川学校	同 児玉郡本庄町	同 同	三	三	同 府
利根川学校	同 群馬郡前橋町	同 同	四	三	同 府
鳥川学校	同 高崎郡高崎	同 同	四	三	同 府
錦川学校	同 甘茨郡七口市	同 同	二	二	同 府
千葉師範学校	下総国千葉郡千葉町	同 六年	七	七	同 府
花園学校	相模国足柄下郡小田原	同 同	七	七	同 府
蕨山師範講習所	伊豆国田方郡蕨山	同 同	六	七	同 府
拡充師範学校	常陸国茨城郡上市柵村	同 同	四	四	同 府
土浦師範学校	同 新治郡土浦町	同 同	四	四	同 府
椽木師範学校	下野国都賀郡椽木町	同 六年	三	三	同 府
山梨県師範学校	甲斐国府中錦町	同 七年	二	二	同 府

随へ諸場を巡視したりて退食せられたり

祝文

夫師範学校ノ小字ノ師範タルニキ人材ヲ陶冶造成スル所ナリ苟モ陶冶造成ノ完全ナランヲ欲セハ首トシテ其器ヲ利ニシ其用ヲ便ニセサルニカラズ其器ヲ利ニスルハ何ゾ教員ノ學術品行能ク其職ニ任フルナリ其用ヲ便ニスルハ何ゾ教場ノ位置體效皆其宜キニ適フナリ此二者相得テ而後師位ニ立テ恥ルナキノ器材ヲ養成シ海隅山嶽ニ至ルマデ初テ善良ナル教育ノ普及ヲ期スヘキナリ本県師範学校ハ明治八年ニ創設シ旧津ノ校舍ヲ以テ之ニ充用ス旧度倉集ニテリテ今同六年山田ニ創設シ新築ノ校舎ヲシテモ同九年度倉集隣村ヲ土越ノ災ニ爲有トナル爾來面校ヲ県庁下ニ合併シ改メテ三重県師範学校ト稱ス於此是年師範ナル教員彬々職ニ膺リ敏敏ナル生徒徒済々察ニ納チ師徒奮勵其功績日ニ顕著ニ至ントス但校舍ノ狭ニシテ位置體裁共ニ其宜ニ適ハス建築ノ際多少ノ障礙アリテ毎ニ隔靴搔癢ノ感ヲ抱ケリ因テ各歳秋冬ノ交ヨリ校舍新築ノ事ヲ謀リ茲ニ落成ニ告ルヲ以テ本月日本日開校式ヲ行ヒ器用始テ便利ナルヲ嗚呼今ヨリシテ後師範員達成其功ヲ奏セズ教育普及セザルレバ其實教員ノ勉強ヲ欠クトシテカ統治官ヲ失フトニ歸スレバ其責任ヲ負フ者豈獨屬徒事ノ上聖朝興學ノ盛旨ニ奉酬シテ下人民ヲシテ開智自立ノ福ヲ享有セシメサルヘケンヤ古人成ヲ守ルノ易カラサルヲ云フ取テ誠後ノ言ヲ記シテ以テ祝辭トナス

明治十一年七月五日

三重県令 岩村定高

祝詞

行人ノ路ニ迷フ者ハ則チ導者ヲ做フ導者ハ行人ヲシテ險ヲ避ケ易ニ就キ危ヲ救ヒ全キヲ保チ管易ク其欲スル所ニ達セシムル所以ノ者ナリ是故ニ導者ニシテ其地理ヲ諳ラントセズ倉卒ニ心スルガ如キコトヲ行人人知チ爲ニ不測ノ不幸ニ陥ルノ患アリ今夫レ小学教師ナル者ハ児童ヲシテ惡ヲ避ケ善ニ遷リ疑ヒラ釈キ悉ク解シ他日眞成自立ノ人トシテタル所ノ



多喜水之助 明治7年10月15日 第1回卒業生として再び三重県師範学校に高等師範学校生として、三重県から出て第1回推薦生として、三重県に於て研究を積んだ。

明治十一年七月五日

師範学校上等生徒総代 多喜水之助

(祝文全部を収録したものは開巻祝詞集として三重大学図書館に蔵されている)

師範学校 従来師範学校には校長はなく、監事という職名の者が一切の校務を処理していた。それが明治二

年七月になつて校長なる者が出現した。即ち本校監事第一等訓導樺泰一郎が校長に任せられたの

である。これが三重県師範学校初代の校長であるが、翌一三年二月一日辞めて四等属として県庁に転出したが、後又五代校長として明治二〇年から本校に勤務した。尚樺校長転出のあとには二等教諭野沢玄

官が校長に任せられた。

師範学校訓導 師範学校の教師も師範学校を卒業した小学校の教師も共に訓導という名称であったが、明治

二二年二月四日からこれが教諭と改称され、小学校の訓導と区別する事となった。以後中等学校の教師は教諭、小学校の正式な教師は訓導と呼ばれて太平洋戦争終結後までそれがつ

づいた。

小学師 明治三年二月一六日、師範学校規則を改正し、上中等を改めて小学師範学科とし修業年限を二

範学科 年とした。生徒の年齢は一六才以上四〇才以下であり、入学試験に及第した者は一旦仮に入学を

許し(之を試験生という。後には仮入学と称した)、二ヶ月以内第五級教科を修業せしめ、學術性行共に成業の見込のある者を選んで本人学を許した。

この年から自費生(費生の區別を廃して校費生と名称を変え、全員に対して一ヶ月金三兩を県費から支給した。卒業後は県内公立小学校において五ヶ年間就職する義務があった。又学科目については健全を廃して生理学とし、教学中に代数を加え、画字中に幾何画法を加えた。

尚自費生を廃して全員校費生としたのは、次の如き理由からである。

熱く管内小学校教員ノ扶養ヲ察スルニ其月俸タルヤ僅カ拾圓以下六圓以上ニ過キス加之本県從來ノ例規ニ於ケル師範学校在学中給費セル金員ハ学科ヲ卒業シテ小学教員タルノ後其俸額四分ノ一月償還セシムルヲ以テ實際領受スル所ハ尙ニ其學業勤勞ノ報酬ニ充ルニ足ラサルハ勿論始今日ノ生計上ニ願感スルコトナキ能ハサルヨリ少ク才学ヲ有スル者ハ他途ニ従事セントラ求メ復教員タルヲ欲セサルモノ如シ今や教育令ノ發行アリテ將ニ教育ノ面目ヲ一新セントスルニ際シテ其標準タル教員ラシテ此ノ如クナラシムルニキハ教育上ニ影響アルノミナラス其養育ノ招カサルモ亦保シ難シ是故ニ明治十三年度県会ノ議決ヲ取り校費ヲ以テ生徒ヲ教養シ小学教員タルモノ他ニ願感スル所ナク其職ニ専心従事スルコトヲ得セシメントス然ルトキハ自才学アル者モ入学ヲ望ミ漸次良教員ヲ養成シ教育上一段ノ進歩ヲ見ハスニ至ルハ蓋信シテ疑ハサル所ナリ

(文部省第七年報 明治二年中 三重県年報)

因に明治三年における公立小学校教員の俸給の概略は次の如きものであった。

公立小学校教員同補助員月給額表

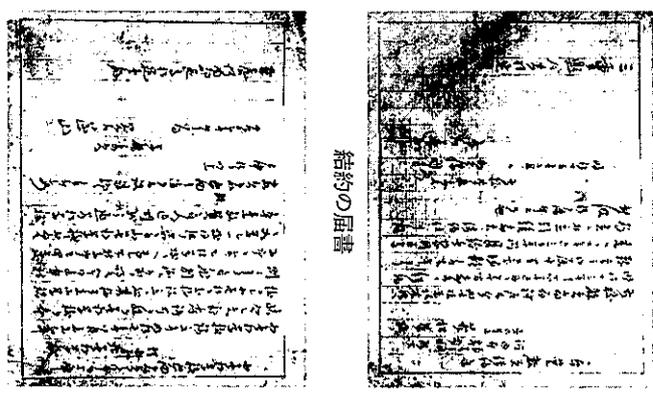
種別	最多額	最少額	平均額
教員	男 二〇〇〇錢	三百五〇錢	一円七五錢
補助員	男 一〇〇〇	一〇六	五〇三
女	三〇〇		一五五

(文部省第八年報 明治三年中 三重県年報)

公立小学校教員証明法
 明治三年五月七日に公立小学校教員学力証明法を定めたが、これは公立師範学校の卒業證書を所持しないで小学校教員にならうとする者に対し、学務吏員や師範学校の教諭が各部に出向して学力を検して之を証明するもので、科目は読書、習字、算術、地理、歴史、修身、物理、作文であった。これはでたらめな教師の侵出を防止する趣旨で取られた制度である。

公立小学校教員結約心得
 明治三年二月二日、公立小学校教員結約心得が定められた。これは従来教員は県が確保

し之を各小学校に派出(派遣)するといふ形式であったが、此の度からこれを改めて教員と雇傭者との結約(自由契約)にしようとするものである。然し余り奔放無軌道な契約をするような事になつては弊害の生ずるおそれもあるので、或程度の制約を設けようとするものである。その内容は、一、師範学校の卒業證書を有するものは一般公立小学校の教員たり得るが、之を雇う時は其姓名及給料旅費期限等を詳記し学務委員を通じて県庁に届出る。



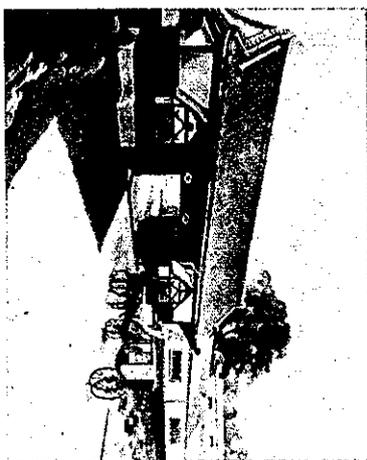
二、県庁の認証状を所持するものは委嘱を受けた小学校に限って教員たり得るが、師範学校を出ていないものに申出る県庁では其者の學術を試験し、適格の者には認証状を附与し、附与されてから實際の授業を行わせ、但し試験を経ないでも其学力が顯著で教員に相応すると思つた場合は直に認証状を付与する事もある。結約(注:契約)する場合は学務委員が委嘱主となつて契約事項を列記し教員と連署の上該学校部内町村

戸長の奥印を取り学校所在地の戸長にそれを預けておくというものである。

明治天皇 明治天皇は山梨・三重県御巡幸のため、明治三年六月一日に皇居御出発、途中甲府・名古屋を経て七月二日桑名に御到着、本郷寺に一泊され翌三日は一身田の専修寺別院に御宿泊の後、四日には寺町願王寺の行在所に入御になった。越えて五日は県庁と裁判所を巡視になり、次の六

日に師範学校に御臨幸になった。此の日は朝八時三〇分に行在所を御出発、岩村県令の御先導で新築間もない西堀端の師範学校に御到着、講堂で岩村県令からは師範学校の沿革や規則や職員名簿などを奉呈、野沢校長は祝辞を奉読した。その後天皇は本校生徒太田謙吉、橋本重光、中山藤次郎、奥田貫之助、荻原武蔵、宇田象太郎の作文、中山藤次郎、太田謙吉の理科実験、附属小学校の読方授業、本校生徒の体操を御覧になり、本校及び附属校の優等生には書籍料、職員には酒饗料を賜わり、御機嫌うるわしく御離校になって、西堀端から北堀端を御通過になり京口門をお入りになって津中学校に臨幸された。当日野沢校長の上った祝辞は次の如くであった。

津中学校 京口門より 後、明治天皇の御車を出る師範学校に向かわせられる



三重県師範学校長野沢玄亨恐惶頓首

謹ミテ惟ニルニ我カ

皇上維武維文両問ノ徳普ク及ヒ四海ノ情必達ス今茲

聖駕南ニ巡リテ遠道同化ヲ披ラサルコトヲ憂ヒタマヒ

鑿興斯ニ從ミテ育才ノ義ヲ展ヘラル

皇恩ノ厚キ 聖慮ノ広キ 敬聲御 御ニ故勳ノ喜氣聞ニ洋溢セリ夫レ教育ノ人民ニ緊要ナルコト蓋シ大ナリ人智ノ開否民情ノ厚薄此ニ

原因ノ完議ニ正邪世道ノ汚隆是ニ関涉ス而シテ今ヤ

清輝ヲ發序ニ駐マラレ該校ノ生徒年間未熟ノ技モ

宸慮ニ達シ一時試験ノ文モ亦

乙覽ヲ蒙ルコトヲ得

御思ノ注ケル所益々仰キ見ルニ足リ教育ノ事愈々弛緩スヘカラサルコトヲ知ルヘシ臣等勳劣陶治模範ノ在ラフニシ

天顏咫尺ノ栄ヲ忝クス仰キテ

皇恩ノ麗々タルコトヲ望ミ俯シテ

聖壽ノ無疆ナラムコトヲ祝ス今ニ嗣キテ以往臣教諭等ト共ニ生徒ヲ率井協助シテ發揚シテ雲起シテ星羅シテ庶幾クヘ以テ教

化ノ美隆ヲ冀ケ

宸除ノ優遇ニ答ヘムコトヲ臣等踴躍打舞ノ至ニ

勝ヘス

明治十三年七月吉日

三重県師範学校長 野沢 玄亨

尚師範学校の同窓会(當時は学窓と稱す)は、

昭和十五年七月六日に紀元二六〇〇年記念事業として此の臨幸の光栄を永久に偲ぶべく、下

掲写真の如き「明治天皇臨幸記念碑」を建設した。その経費は会員からの献金により、題字は

松浦鎮次郎文部大臣の揮毫になるものである。

小学校教員心得 明治一四年六月一八日に文



紀元二六〇〇年を記念して建立した行啓記念碑